

和 指 第 2 7 3 号  
令 和 6 年 9 月 4 日  
( 2 0 2 4 年 )

介護保険サービス事業所・施設 代表者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓  
(公印省略)

災害時に備えた対策について (依頼)

日頃より、本市福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年8月8日に宮崎県日向灘を震源とする地震が発生したことを受け、気象庁が発表した「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」や台風第10号の接近など、各事業者におかれましては、災害に備えて速やかに対応できるよう、ご準備いただけたものと存じます。

8月30日から9月5日までは「防災週間」です。今後起こり得る地震、大雨及び暴風等による自然災害に備えるため、今回の「南海トラフ地震臨時情報」の発表や台風の接近の際に、各事業所・施設等で対応された内容・課題等を踏まえ、事業所・施設における業務継続計画 (BCP) の内容を今一度ご確認いただき、都度見直すなど、今後も継続的に更新していただきますようお願いいたします。

また、介護サービス施設等では、車いすの利用者など介助がないと避難が難しい方が多く入所・入居されており、過去には入居者が水害などで亡くなる事例もありました。特に職員が少ない夜間での対策は重要ですので、避難先・避難経路の確認や非常用自家発電設備が正常に動作するかの点検、食料や水等の必要物資の備蓄、通信手段の確保など、日頃からの備えの再確認をお願いします。

あわせて、介護保険施設・居住系サービス・宿泊サービスを提供する事業所において、災害発生時に事業所・施設内で被害が生じた場合には、国からの報告指示に基づき「災害時情報共有システム」での被害状況の報告をお願いしていますので、事前にログインID・パスワード、当該システムに登録されているメールアドレス等の情報を確認・更新するよう、よろしく申し上げます。

なお、本通知は、法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人内の事業所・施設には貴職から通知していただきますよう、よろしく申し上げます。

<参照>

○厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

○本市ホームページ「介護サービス事業者の方へ」>「災害・防犯・事故等対策について」

(ページ番号：1014516)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyoun/fukusi/1002998/1014516.html>

※「災害発生時における高齢者施設等の被害状況の報告について」、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検及び備えについて」、「業務継続計画 (BCP)」の策定等について」等掲載しております。

和歌山市健康局保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班  
電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320